

第4次函館市一般廃棄物処理基本計画

2025年度(令和7年度)～2034年度(令和16年度)

(案)

[概要版]

2025年(令和7年) 月
函館市

計画の概要

1 計画の目的

本計画は、市民、事業者、市が相互に連携・協働し、一般廃棄物のさらなる排出抑制、減量化・再資源化および適正処理を計画的に実施するとともに、生活排水処理における水環境の保全を図り、循環型社会の形成を目指すための方針、方向性を明確にすることを目的に策定するものです。

2 計画期間

2025年度（令和7年度）から2034年度（令和16年度）までの10年間を計画期間とします。
また、2030年度（令和12年度）を中間目標年次とし、計画の達成状況や一般廃棄物の処理状況のほか社会情勢等を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。



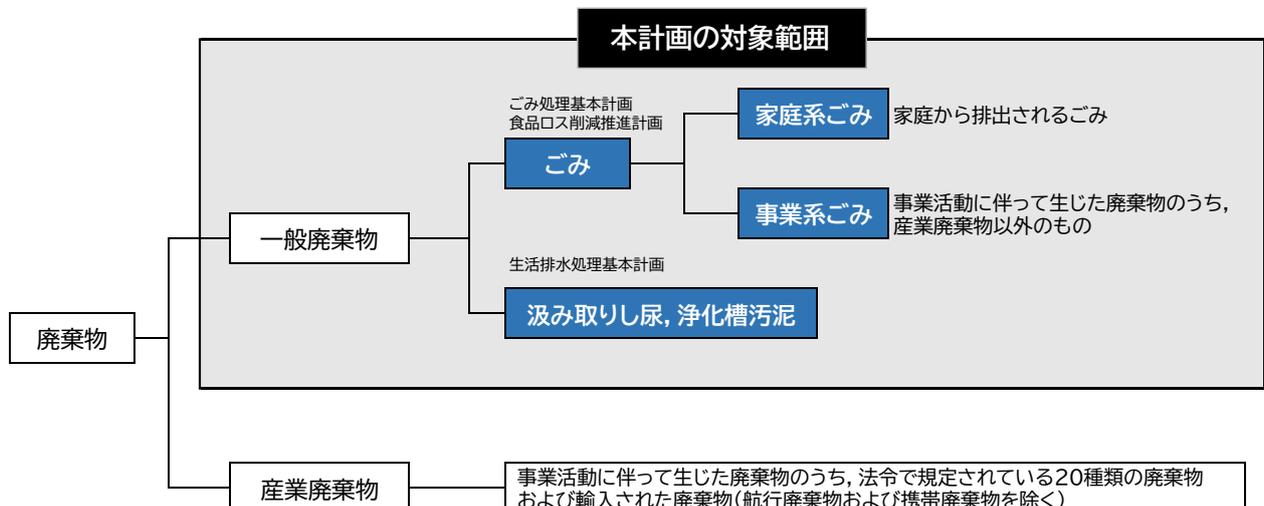
3 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づく本市の一般廃棄物処理に関する基本計画および「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条の規定に基づく市町村食品ロス削減推進計画として策定するものです。

なお、「函館市総合計画」や「函館市環境基本計画」、「函館市食育推進計画」などの本市の関連計画のほか、国や北海道が策定する計画等との整合を図りながら計画を推進します。

4 対象となる廃棄物の範囲

本計画の対象は、本市内で発生する一般廃棄物とします。



ごみ処理基本計画・食品ロス削減推進計画



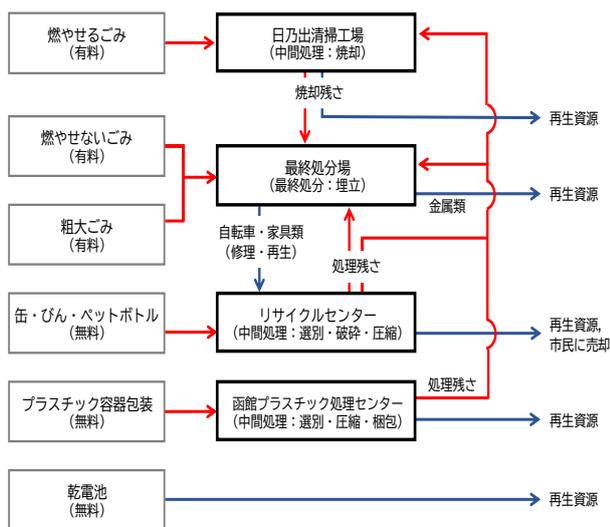
1 ごみの分別区分・処理フロー・収集運搬

〈家庭系ごみ〉

○分別区分

「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「缶・びん・ペットボトル」、「プラスチック容器包装」、「粗大ごみ」および「乾電池」の6区分としています。

○処理フロー



○収集運搬

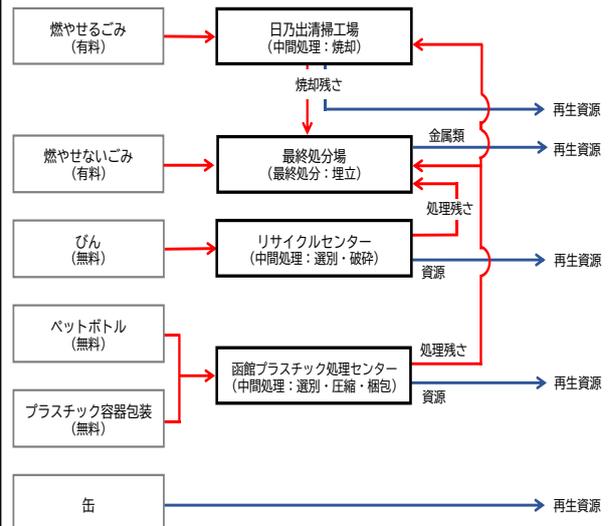
市が収集する区域の範囲は、本市全域であり、収集方式は計画路線収集を基本とし、東部地域の一部ではステーションによる収集としています。また、一度に多量に排出する場合などは排出者自らが運搬し処理施設に搬入することとしています。

〈事業系ごみ〉

○分別区分

「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「缶」、「びん」、「ペットボトル」および「プラスチック容器包装」の6区分としています。

○処理フロー



○収集運搬

事業系ごみは、事業者自らの責任において適正に処理することが原則であり、排出事業者自らが運搬、または許可業者に収集運搬を委託し処理施設に搬入することとしています。ただし、東部地域は地域の実情を考慮して市町村合併前の取り扱いを継続し、燃やせるごみと燃やせないごみは市（委託）が収集運搬することとしています。

2 ごみ処理施設

(1) 中間処理施設（焼却施設）

日乃出清掃工場は、1975年（昭和50年）2月に1，2号炉（各120t/日）、1992年（平成4年）4月に3号炉（180t/日）がそれぞれ供用を開始し、燃やせるごみ、資源化処理残さ、下水道しよ等の焼却処理をしていましたが、2023年（令和5年）4月から既存建屋を利用し施設稼働と並行して焼却炉の更新工事を進めていることに伴い、2027年（令和9年）1月まで3号炉のみで焼却処理することとしています。

新たな焼却炉の処理能力は300t/日（100t/日×3炉）とし、全炉に発電設備を設け発電能力を大幅に増強するほか、温室効果ガス発生量を大幅に削減するなど、熱エネルギーを有効利用し効率的かつ環境に配慮した焼却処理が可能な施設として2029年（令和11年）4月の全面供用開始を目指しています。



(2) 中間処理施設（資源化施設）

① リサイクルセンター

リサイクルセンターは、1997年（平成9年）4月に供用を開始し、家庭系ごみの缶・びん・ペットボトルおよび事業系ごみのびんを中間処理しています。

缶は圧縮梱包し再生資源業者へ売却しているほか、びんは破碎し最終処分場の路盤材として活用しています。また、ペットボトルは圧縮梱包し、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく指定法人への引き渡しのほか、再商品化事業者への売却により再生利用しています。

また、粗大ごみのうち使用可能な自転車や家具類は修理再生し市民に売却しています。

② 函館プラスチック処理センター（民間事業者）

函館プラスチック処理センターは、2002年（平成14年）4月に供用を開始した民設民営の施設であり、プラスチック容器包装と事業系ごみのペットボトルの中間処理を委託しています。

プラスチック容器包装は圧縮梱包し、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく指定法人への引き渡しにより再生利用しています。

事業系ごみのペットボトルは、圧縮梱包し再商品化事業者への売却により再生利用しています。

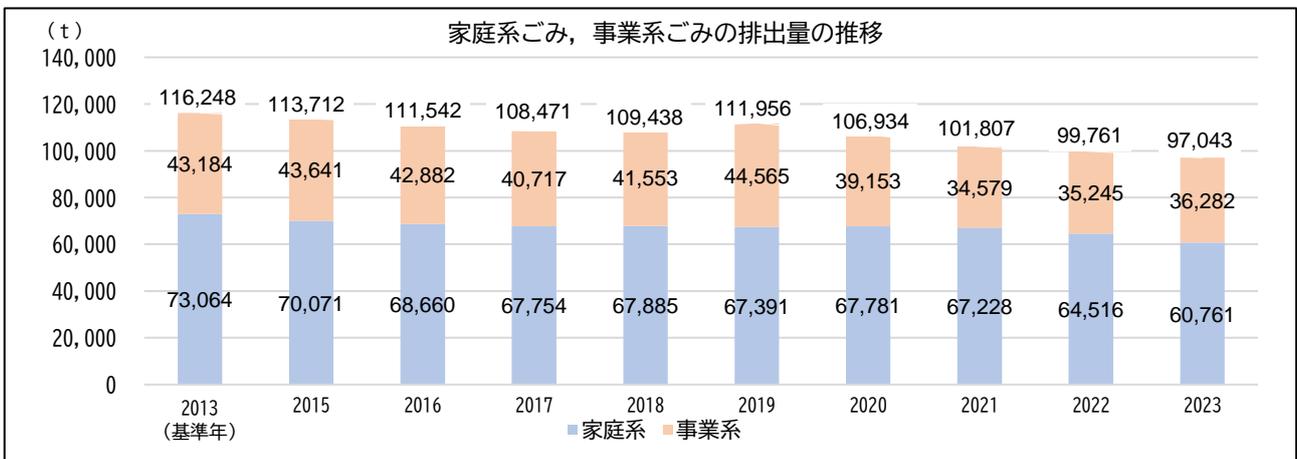
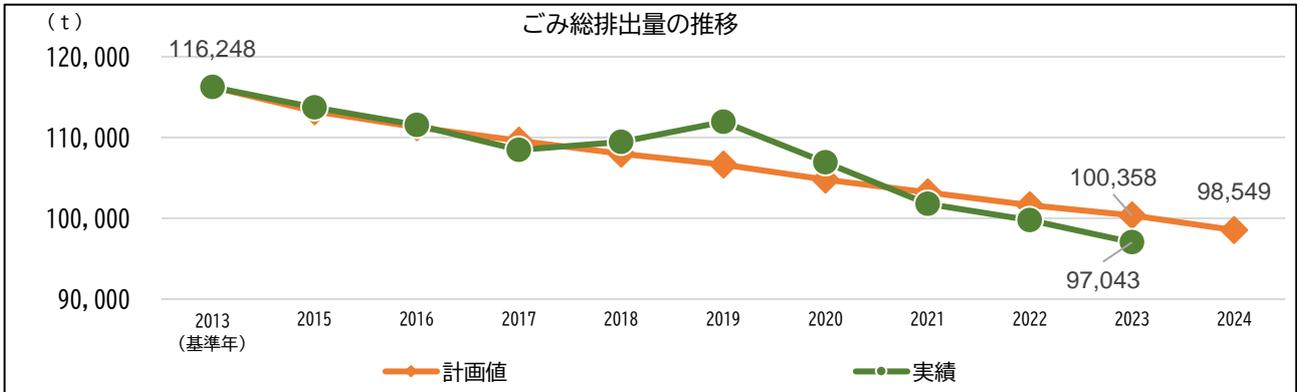
(3) 最終処分場

七五郎沢廃棄物最終処分場は、1992年（平成4年）4月に供用を開始し、燃やせないごみ、粗大ごみ、焼却残さ、資源化残さ等の埋立処分をしています。

恵山廃棄物最終処分場および南茅部廃棄物最終処分場は、排出者が直接持ち込んだ燃やせないごみの埋立処分をしています。

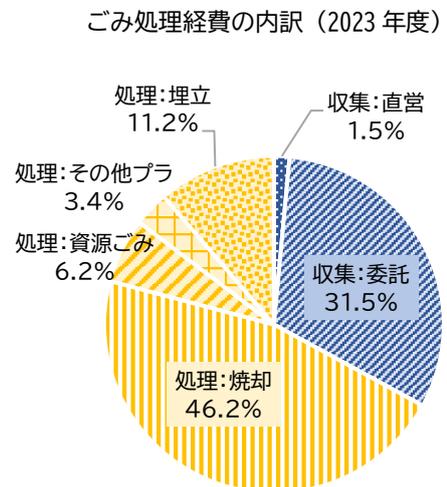
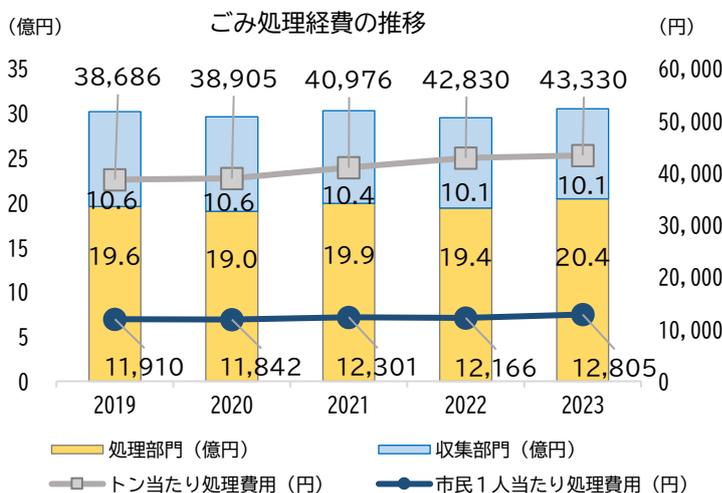
3 ごみの排出量の状況

第3次計画期間におけるごみ総排出量は、様々な要因により一時的に増加がみられたものの、基準年である2013年度（平成25年度）の116,248 tから2023年度（令和5年度）には97,043 tと19,205 t減少しています。



4 ごみ処理事業費

本市のごみ処理に関する経費は、年間約30億円前後で推移し、本計画の基準年である2023年度（令和5年度）は、約30億5千万円となり、市民1人当たりでは12,805円になります。



5 基本方針

本市においては、人口の減少が今後も続くと想定されることに伴い、ごみの発生量も減少していくものと見込まれますが、ごみを適正処理するための担い手も不足していくことが想定されることから、市民、事業者、市の連携・協働によるごみの減量化・再資源化により、廃棄物の適正処理はもとより、さらなる循環型社会の形成を目指すことを目的に、次の基本方針に基づく個別施策を展開することとします。

基本方針1 ごみの発生抑制(リデュース)と再使用(リユース)の促進

基本方針2 ごみの再資源化(リサイクル)の推進

基本方針3 環境教育の充実, 環境啓発・環境美化の推進

基本方針4 適正なごみ処理体制の確保

6 ごみの排出量推計

ごみ排出量の将来推計は、現行の市民生活や事業活動が継続することを前提に、各種施策の実施による減量化や再資源化の効果を勘案し推計します。

単位：t

		2023 (R5) 基準年	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12) 中間目標年	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16) 目標年
人口(9月末)および推計人口		241,184	232,770	229,339	225,958	222,627	219,345	216,112	212,652	209,247	205,897	202,600
家庭系	燃やせるごみ ①	40,726	40,042	38,899	37,893	36,713	35,627	34,613	33,670	32,574	31,602	31,123
	燃やせないごみ ②	6,837	6,593	6,454	6,335	6,184	6,005	5,877	5,759	5,614	5,486	5,461
	缶・びん・ペットボトル ③	4,011	4,019	3,968	3,928	3,868	3,763	3,715	3,674	3,613	3,562	3,538
	プラスチック容器包装 ④	2,604	2,685	2,712	2,754	2,779	2,802	2,832	2,872	2,895	2,923	2,892
	粗大ごみ ⑤	548	586	578	571	561	544	536	529	519	511	487
	雑ごみ ⑥	190	178	184	198	211	224	237	249	260	271	270
	集団資源回収 (B)	5,845	6,143	6,094	6,062	5,997	5,925	5,877	5,837	5,766	5,712	5,652
	計 (A) + (B)	60,761	60,246	58,889	57,741	56,313	54,890	53,687	52,590	51,241	50,067	49,423
	家庭系原単位 (g/人・日)	688	709	704	698	693	686	681	676	671	666	668
	資源物以外(①+②+⑤+⑥)原単位	547	558	551	544	537	530	523	517	510	504	504
資源物(③+④+(B))原単位	141	151	153	154	156	156	158	159	161	162	164	
事業系	燃やせるごみ ⑦	32,747	32,485	32,230	32,098	31,792	31,573	31,354	31,220	30,916	30,697	30,673
	燃やせないごみ ⑧	1,658	1,679	1,679	1,684	1,679	1,679	1,679	1,684	1,679	1,679	1,679
	びん・ペットボトル ⑨	1,007	949	949	952	949	949	949	952	949	949	949
	プラスチック容器包装 ⑩	11	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	し尿しさ、下水道しさ ⑪	259	256	256	256	256	256	256	256	256	256	256
	計	35,682	35,383	35,128	35,004	34,690	34,471	34,252	34,126	33,814	33,595	33,571
	事業系ごみ1日当たり排出量 (t)	98	97	96	96	95	94	94	93	93	92	91
	資源物以外(⑦+⑧+⑪)排出量	95	94	93	93	92	91	91	90	90	89	88
	資源物(⑨+⑩)排出量	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	ごみ総排出量	96,443	95,629	94,017	92,745	91,003	89,361	87,939	86,716	85,055	83,662	82,994
リサイクル率 (%)	14.8	15.3	15.5	15.7	15.9	16.0	16.1	16.4	16.6	16.8	16.8	

※ 基準年のごみ総排出量は突発的に発生した海岸漂着物分(600t)を除く。

7 数値目標とモニタリング指標

1 数値目標

2023年度（令和5年度）の実績値を基準値とし、目標年次である2034年度（令和16年度）における数値目標を設定します。

数値目標 1 家庭系ごみ市民1人1日当たり排出量の目標

2023(R5)年度 基準年 2030(R12)年度 中間目標年 2034(R16)年度 目標年

688g/人・日

681g/人・日

668g/人・日

循環型社会の形成に向け3Rを推進する中で、特に「発生抑制（リデュース）」、「再使用（リユース）」の取組を促進することにより、家庭から排出されるごみの量を削減し、できる限り環境への負荷の低減を図ります。

数値目標 2 事業系ごみ1日当たり排出量の目標

2023(R5)年度 基準年 2030(R12)年度 中間目標年 2034(R16)年度 目標年

98トン

94トン

91トン

事業系ごみは、観光入込客数や社会情勢の変化により排出量が変わりますが、家庭系ごみと同様に発生抑制や再使用の取組を促進することにより、ごみの排出量を削減し、できる限り環境への負荷の低減を図ります。

数値目標 3 リサイクル率の目標

2023(R5)年度 基準年 2030(R12)年度 中間目標年 2034(R16)年度 目標年

14.8%

16.1%

16.8%

発生抑制、再使用の取組を行ってもなお発生するごみは、リサイクルすることにより、できる限り環境への負荷の低減を図ります。

2 モニタリング指標

食品ロス排出量

食品ロス削減推進計画の進捗管理のため、食品ロス実態調査を実施し、推計した食品ロス排出量をモニタリング指標として設定します。

2022年度（令和4年度）家庭系食品ロス排出量（推計値）

年間総排出量：4,202t（直接廃棄：1,514t，食べ残し：2,688t）
市民1人1日当たり：47g

2023年度（令和5年度）事業系食品ロス排出量（推計値）

年間総排出量：5,889t（直接廃棄：692t，食べ残し：5,197t）
事業系1日当たり：16t

8 基本方針に基づく個別の施策

基本方針1 ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の促進

循環型社会の形成に向け、環境への負荷を低減させるため、ごみの発生そのものをできる限り抑制するとともに食品ロスの削減に取り組むほか、限りある資源の有効利用を図ることを目指します。

◆ 生ごみ減量化の推進

本市の燃やせるごみのうち、約40%が生ごみであり、家庭用電動生ごみ処理機の普及や水切り排出の促進、ダンボールコンポスト事業をはじめとする市民向けの取組のほか、業務用生ごみ処理機の普及促進により事業所から排出される生ごみの減量化を推進します。

- 家庭用電動生ごみ処理機の普及促進
- 生ごみ水切り排出の促進
- ダンボールコンポストの普及促進
- 業務用生ごみ処理機の普及促進

◆ 食品ロス削減の推進（生ごみの発生抑制）

市民、事業者・関連団体、市などが連携し食品ロスの削減に向けた取組を推進します。

- 情報発信や周知啓発による意識の醸成
- 食品の在庫確認や冷蔵庫等の整理整頓の推奨
- 食品ロス削減レシピ等の活用促進
- 食品に関する正しい情報の普及啓発
- 食品ロスダイアリー等の活用促進
- 残さず食べよう！30・10運動の普及啓発
- てまえどりの促進
- 事業者向けの周知啓発
- 食材使い切り料理教室の開催
- 食品ロスゼロ推進店事業の実施
- フードドライブの促進（未利用食品の有効活用）
- フードバンクの促進
- 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加
- 関係機関等との連携



◆ リユース事業者による再使用の促進

フリマアプリやリサイクルショップなどのリユース事業を運営している民間事業者の取組の利用促進などにより、ごみになる前のリユースに関する取組を促進し、ごみの発生抑制を図ります。

◆ 自転車・家具類の再生利用

リサイクルセンターにおいて、粗大ごみとして排出された使用可能な自転車や家具を修理再生し、希望する市民へ安価で売却し再生利用を推進します。

◆ 古着のリユース・リサイクルの推進

家庭から排出されるごみの約10%を占める繊維類は、一部の集団資源回収のほか、公共施設等での拠点回収や環境に関するイベントでの回収、民間事業者のリユース・リサイクルルートの活用を推進します。

基本方針2 ごみの再資源化（リサイクル）の推進

発生抑制，再使用などの減量の取組を行ってもなお発生するごみは，さらなるリサイクルの推進により資源循環を図ります。

◆ 集団資源回収の促進

町会・自治会などの団体が行う集団資源回収活動を促進するため，資源回収団体や資源回収業者に対する支援を行うほか，出前講座の実施やSNSなどの各種広報媒体による周知啓発に取り組み，新聞やダンボールなどの再資源化を促進します。

◆ 事業系古紙の再資源化の推進

事業所から排出されるごみには，再資源化可能な紙類が多く混入しているため，資源回収業者による古紙回収の取組について，ホームページやリーフレットなどにより周知を図るほか，事業所への協力要請を行い事業系古紙の再資源化を推進します。



◆ 資源ごみの分別収集

資源ごみとして収集している缶・びん・ペットボトル，プラスチック容器包装の分別収集を継続し，出前講座の実施のほか，SNSなどの各種広報媒体の活用や個別訪問による直接排出指導などにより，ごみの適正分別の周知啓発によるさらなる適正排出の徹底を図ります。

◆ プラスチック使用製品廃棄物の分別収集および再商品化実施の検討

2022年（令和4年）4月にプラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進することを目的に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき，プラスチック使用製品廃棄物の効果的・効率的な分別収集および再商品化の実施に向けた調査・検討を進めます。

◆ 燃やせないごみ，粗大ごみの再資源化

七五郎沢廃棄物最終処分場に搬入された粗大ごみや自己搬入された燃やせないごみから鉄などの金属類を回収し再資源化事業者等へ引き渡すことにより，有用資源の活用や埋立処分量の削減に努めます。

◆ 使用済み小型家電製品の再資源化

使用済み小型家電製品には，金や銀などの貴金属やレアメタルなどの有用金属が含まれているため，市内の公共施設や商業施設に設置している専用の回収ボックスで回収し，有用金属などの再資源化を推進します。

◆ 乾電池の再資源化

使用済みの乾電池は、町会館や公共施設等に設置している専用の回収ボックスで分別回収し、鉄やマンガン、亜鉛等の再資源化を推進します。

◆ 蛍光灯等の再資源化

水銀を含んだ蛍光灯や体温計等は、家電量販店やホームセンター等に設置している専用の回収ボックスで回収し、水銀、ガラス等の再資源化を推進します。

◆ 焼却灰の再資源化

日乃出清掃工場において、焼却処理後に発生する焼却灰の一部をセメント原料として再資源化し、埋立処分量の削減に努めます。

基本方針3 環境教育の充実、環境啓発・環境美化の推進

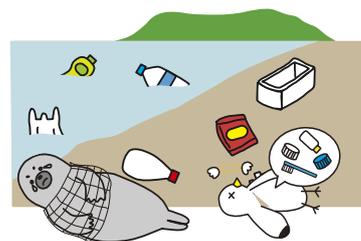
私たちが住む街の環境を守り、環境と調和した住みよい街にするため、ごみの排出や環境美化など、環境意識の向上に向けた取組を進めます。

◆ 環境教育の充実

- 環境教育副読本の配信
- 環境活動等の実施
- ごみ処理施設の見学

◆ 環境啓発の推進

- プラスチックごみ削減の推進
- 環境部ニュースの発行
- 出前講座の実施
- 環境関連イベントの実施
- 事業者によるごみの減量化・再資源化に係る取組の推進
- ホームページ，SNSを活用した情報発信



◆ 環境美化の推進

- 環境美化運動（ボランティア清掃活動）の実施
- ごみ散乱防止啓発活動の実施
- 函館の街をきれいにする市民運動協議会との連携



基本方針4 適正なごみ処理体制の確保

収集運搬から中間処理、最終処分まで適正かつ安定的なごみ処理体制を確保し、環境負荷の低減や効率的な処理体制の構築を目指します。

◆ 適正なごみの収集運搬体制の確保等

ごみの質や収集量の変化等に応じて適宜収集運搬体制を見直し、排出されたごみによる生活環境への支障が生じることがないように安定かつ確実な体制を確保します。

また、収集運搬の効率化を図り、温室効果ガスの削減による環境負荷の低減に努めます。

◆ 適正分別排出指導の推進

ごみの適正分別の徹底や不適正排出の防止を図るため、家庭ごみ分別マニュアルやごみ収集日カレンダーなどの配布のほか、ホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」などを活用した周知や個別訪問による直接排出指導などを行い、ごみの適正排出を推進します。

◆ 不法投棄対策等

職員によるパトロールや監視カメラの設置のほか、警察との連携などによる原因者究明を行い、廃棄物の不法投棄や野外焼却の抑止を図ります。

◆ 日乃出清掃工場における適正管理の確保

環境に配慮した安全・安心なごみ処理体制を確保するため、徹底した燃焼管理や監視体制のもと施設の適正な維持管理を実施し、焼却処理を行います。また、排ガス濃度などに関しては定期的に測定を行い、測定結果を速やかに公表します。

なお、2023年（令和5年）4月から既存建屋を利用し施設稼働と並行して焼却炉の更新工事を進めており、新たな焼却炉の処理能力を300t/日（100t/日×3炉）として、2029年（令和11年）3月末の竣工に向け、更新工事が計画どおり進行するよう工程管理を行います。

◆ ごみの焼却に伴う余熱利用の推進

日乃出清掃工場では更新前の3号炉において、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーの回収により、発電した電力を施設内に供給し、余剰電力を電力会社に売却するほか、施設内の暖房に活用するとともに、下水処理施設に供給します。

更新工事後は全炉に発電設備を設け、発電能力を1,660kWから7,120kWに増強し、施設内および近隣公共施設への電力供給や余剰電力を電力会社に売却するほか、施設内のロードヒーティングや給湯、暖房に活用するとともに、日乃出いこいの家（公衆浴場）や下水処理施設に供給します。

今後も引き続き、効果的な余熱利用を推進するため、さらなる熱エネルギーの有効活用について検討します。

◆ 資源ごみ中間処理施設の安定稼働の確保

家庭系ごみの缶・びん・ペットボトルおよび事業系ごみのびんはリサイクルセンターで、プラスチック容器包装および事業系ごみのペットボトルは民間の函館プラスチック処理センターで中間処理を行っていますが、それぞれの施設における設備機器の老朽化等を踏まえ、計画的に補修・更新しながら安定稼働を確保します。

◆ 最終処分場における適正処分の確保

周辺環境を汚染することがないように、污水处理施設からの放流水や埋立地の地下水をモニタリングするなど、施設の適正な維持管理を実施し埋立処分を行います。また、放流水等の水質などに関しては定期的に測定を行い、測定結果について速やかに公表します。

◆ 新たな廃棄物処理施設の整備に向けた検討

○ 新たなおみ処理システムの検討

循環型社会の形成に向け、多種多様な地域の循環システムの構築などによるさらなる資源の循環が求められていることから、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の取組のほか、リサイクルの推進や最終処分量の削減を図る破碎選別施設の導入など、環境への負荷の低減に配慮した新たなおみ処理システムのあり方について2025年度（令和7年度）から基本構想の策定に着手します。

○ 最終処分場

七五郎沢廃棄物最終処分場は、1992年（平成4年）4月に供用を開始し、当初は埋立計画期間を2016年度（平成28年度）までとしていましたが、ごみの分別区分の変更や産業廃棄物の搬入禁止など、埋立量の減少により、2037年度（令和19年度）頃までの利用が可能と見込んでいます。

新たな最終処分場の整備は、候補地の選定や地域住民との合意形成など、完成までに相当な期間を要するほか、多額の財政負担が生じることから、施設規模などを含め、新たなおみ処理システムのあり方と合わせて検討します。

○ 資源化施設

リサイクルセンターは、1997年（平成9年）4月の供用開始以降、安定的な稼働を確保するため、計画的な設備の更新や補修を行ってきましたが、設備機器の老朽化が進んでいます。

このため、最終処分量の削減を図る破碎選別施設などの導入も含め、最終処分場と同様に、新たなおみ処理システムのあり方と合わせて検討します。



函館市七五郎沢廃棄物最終処分場



函館市リサイクルセンター

生活排水処理基本計画



1 基本方針

本市の生活排水は、下水道事業計画区域内では公共下水道、それ以外の区域では合併処理浄化槽により処理することを基本とします。

2 生活排水の処理計画

生活排水の処理は、下水道事業計画区域内では下水道整備を推進し、それ以外の区域では、合併処理浄化槽設置を促進するほか、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、良好な水環境を保全することで快適で衛生的な生活環境を確保します。

これにより、2034年度（令和16年度）の生活排水処理率は92.9%以上を目標とします。

生活排水の処理目標および処理形態別人口内訳

単位：千人

区 分	2023 (R5) (基準年)	2030 (R12) (中間目標年)	2034 (R16) (目標年)
計画処理区域内人口（行政区域内人口）＝A	241.2	216.1	202.6
(1)水洗化・生活雑排水処理人口＝B	217.3	199.9	188.1
①公共下水道	213.8	195.8	183.7
②合併処理浄化槽	3.5	4.1	4.4
(2)水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	2.3	2.2	2.2
(3)非水洗化人口	21.6	14.0	12.3
生活排水処理率＝B/A（％）	90.1	92.5	92.9

※ 各年度9月末で算出

3 し尿処理施設の処理計画

家庭や住宅併用の事業所における汲み取り便槽のし尿は、市（委託）が収集運搬を行っており、それ以外の事業所における汲み取り便槽のし尿のほか、浄化槽汚泥は、許可業者が収集運搬を行っています。

下水道整備や合併処理浄化槽設置の促進により、2034年度（令和16年度）の汲み取りし尿の処理量は25,825 kℓ以下、浄化槽汚泥の処理量は4,698 kℓ以上を目標とします。

し尿等の処理量の目標

単位：kℓ

	2023 (R5) (基準年)	2030 (R12) (中間目標年)	2034 (R16) (目標年)
汲み取りし尿	41,995	28,847	25,825
浄化槽汚泥	4,508	4,588	4,698

4 施策の展開

○ 普及促進に係る支援

下水道事業計画区域では、改造資金の貸付制度により汲み取り便所の水洗化を図り、それ以外の区域では、合併処理浄化槽の設置費補助制度等により合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの転換を図ります。

○ 啓発活動等

ホームページ等の各種広報媒体により、生活排水が環境に与える影響や生活排水処理の必要性などを啓発するとともに、浄化槽の指定検査機関や保守点検業者と連携のうえ、適正な維持管理を確保します。



第4次函館市一般廃棄物処理基本計画 [概要版]

2025年(令和7年)●月

発行 函館市環境部環境推進課

TEL:0138-85-8236 FAX:0138-85-8279